

平成23年9月6日
日本年金機構

包括的意見に基づく記録回復に係る事業主への呼びかけについて

- 総務省年金記録確認第三者委員会からの包括的意見(平成23年6月)を受け、新たな年金記録回復基準に基づき、10月から年金事務所段階での記録回復の実施を行うこととしている。
- 実施に当たっては、本人に対する記録確認の呼びかけに加えて、事業主に対して該当事例があれば申し出ていただくよう呼びかけを行うこととする。
- 具体的には、事業主に対して、下記のスケジュールで紙媒体(チラシ)による呼びかけを行う予定である。

内容 \ 送付月	平成23年		
	10月	11月	12月
○新たな年金記録回復基準	① お知らせ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">新たな年金記録回復基準</div>	② チラシ <div style="border: 2px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">新たな年金記録回復基準</div>	③ お知らせ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">新たな年金記録回復基準</div>
○再発防止策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子媒体申請の利用促進 ・ 一括適用の申請の促進 		<div style="border: 2px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">再発防止策(電子媒体申請の利用促進、一括適用の申請の促進)</div>	
○事業所調査において誤りが多い事例			④ チラシ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">事業所調査において誤りが多い事例</div>

※ お知らせについては、「日本年金機構からのお知らせ」として納付書とともに送付

※ チラシについては、「日本年金機構からのお知らせ」とは別にチラシを作成して納付書とともに送付

日本年金機構からのお知らせ

未定稿

1

平成23年 10 月号

事業主及び社会保険関係事務ご担当の皆さまへ

賞与支払届の提出もれや、転勤の際の届出誤りなどを放置しますと、従業員の方の年金が少なくなります。

賞与支払届の提出もれ

賞与から保険料の天引きをしたのに、賞与支払届の提出を忘れている場合

転勤（人事異動）に伴う届出の誤り

同じ会社内で転勤しただけなのに、届出が誤っていたので年金記録に空白期間が生じている場合

- このような事例が判明しましたら、直ちに事業主の方から、管轄の年金事務所にお申し出ください。
- 従業員の方々にも、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、ご自身の年金記録を確認していただき、「誤り」がありましたら、お近くの年金事務所にお問い合わせいただきますよう、お知らせください。
- 上記のような事例のうち、一定の条件に該当するものは、新しい年金記録の回復基準ができましたので、年金事務所における記録訂正がスピードアップされます。
- なお、事業主の方から、別途、回復された期間にかかる保険料をお支払いいただくこととなります。

★ 詳しくは、日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) または で検索 内の をクリックし、ご確認願います。

11月は「ねんきん月間」です。

皆様に公的年金制度を身近に感じていただき、公的年金制度に対する理解を深めていただくことを目的として、日本年金機構は厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度の普及・啓発活動を展開します。

各地の市区町村役場、大学、駅、商業施設などを利用して、“出張年金相談”を行ないますので、日頃の疑問点など、何でもお気軽にご相談ください。

年金は世代と世代の助け合いです。この機会に、公的年金制度の趣旨やしくみについてもご理解いただき、ご自身の年金について確認してみてください。

ターンアラウンドFDがCDに変更となります。

現在、磁気媒体届書作成プログラムを利用して、賞与支払届・算定基礎届をFDで提出されている事業所へは、希望により被保険者データを収録したターンアラウンドFDをお送りしているところですが、FDの生産終了などの事情により平成23年11月送付分（12月賞与支払予定分）から、お送りする媒体をFDからCDに変更させていただきます。

お送りするターンアラウンドCDについては、被保険者データの取込み後に提出用の媒体として利用いただけるようCD-RWでお送りします。

詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。 (<http://www.nenkin.go.jp/>)

※ 使用されるパソコンの環境によりCDにデータの書込みが出来ないため、ターンアラウンドCDを利用して届書の提出が出来ない場合がありますので、CDに書込みが可能な環境をご用意ください。

事業主様

（社会保険関係事務ご担当者様）

2

厚生年金の届出

もれ・誤りを減らす仕組みのご案内

前月は、「新しい年金記録の回復基準」をご案内しましたが、今月は引き続き、厚生年金保険の短期間加入もれや賞与支払届の届出もれ等をなるべく減らし、同時に、事業主様側の事務作業量を減らす方策の一つとして、「電子媒体での届出」と「一括適用制度」をご紹介します。

電子媒体での届出

- 健康保険・厚生年金保険の適用関係の手続き^(注)は、紙による届出のほか、電子媒体（FD、MO）を使って届出を行うことが可能です。

電子媒体による届出の利用により、

- ・社内の人事・給与等システムを用いることで、届書の作成が容易に行えるほか、事務の省力化にもつながります。

⇒ **人件費やペーパーレス化による経費の削減の効果が見込まれます。**

- ・また、作成した内容を機械的にチェックすることができ、提出時の記入もれなどを防止することも可能になります。

※ 利用可能な媒体は、現在はFDとMOに限られていますが、本年12月からはこれらに加えて、CD、DVDでの届出ができるようになりますので、是非、ご利用ください。

なお、日本年金機構では、電子媒体による届出をご利用いただくよう、ホームページ上で専用ソフト（磁気媒体届書作成プログラム）を無償で提供しています。

一括適用制度

- さらに上記の電子媒体の届出に加え、一括適用制度を利用することにより、本社・支社を一括して電子媒体により届出することが可能になります。

また、今まで必要であった、本社・支社間での人事異動があった際の資格取得届や資格喪失届などの手続が不要となります。

⇒ **事務手続きの際の負担や届出誤りが減ることにより、人件費や経費の削減の効果が見込まれます。**

（制度の説明）

本社・支社ごとに適用されている適用事業所で、本社で人事、給与等が集中的に管理されている場合には、本社・支社を一つの適用事業所として適用する仕組み（一括適用）があります。

この一括適用は次のような基準を満たす場合に承認を受けることができます。

- ・会社に使用される全ての被保険者の人事や給与等に関する事務が電子計算組織により集中的に管理されていること。
- ・届出を電子媒体、電子申請により行うことができること。

新しい年金記録の回復基準の概要

前月は「賞与支払届の提出もれや、転勤の際の届出誤りなどを放置しますと、従業員の方の年金が少なくなります。」として、「新しい年金記録の回復基準」ができましたことをお知らせし、従業員の皆様へのご周知についてもあわせてお願いしたところですが

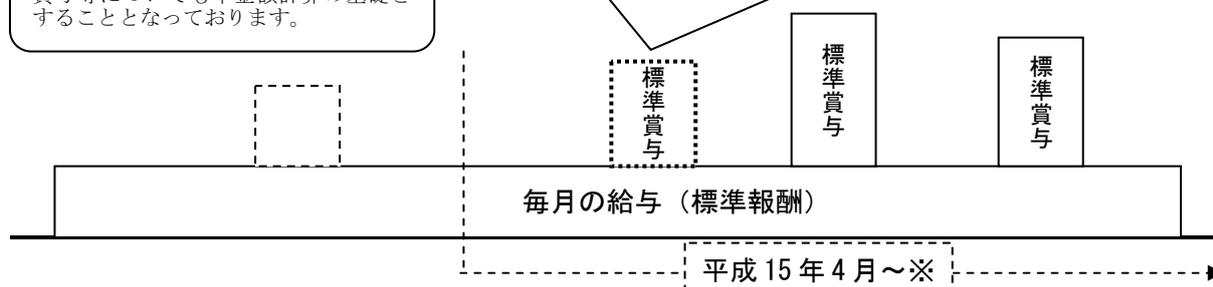
今月は新しい年金記録の回復基準に該当する場合の代表的な具体例についてご案内します。

事例1 賞与事案

平成15年4月以降に支払われた賞与について、事業主の方が賞与支払届の提出を忘れていた場合

※厚生年金保険制度においては、平成15年4月より「総報酬制」が導入され、賞与等についても年金額計算の基礎とすることとなっております。

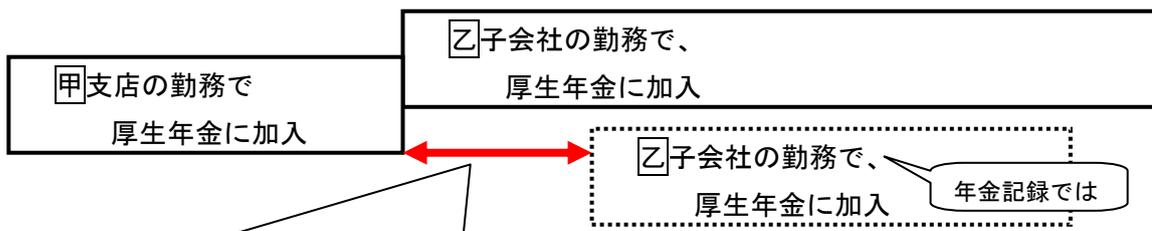
勤務実態があり保険料は控除されていたが、事業主の方が「届の提出」を忘れていたので、この賞与からの納付記録がもれている。



事例2 転勤事案

同一企業（グループ）内の事業所間における転勤に伴い、旧事業所における資格喪失から新事業所での資格取得までの間に1ヶ月間以内の空白期間がある場合

同一企業グループ内での勤務実態があり、本人からは保険料が控除されている。



事実上の転勤にもかかわらず、事業主の方の届出誤りが原因で、加入期間が1ヶ月間の空白期間となっている。

- このような事例が判明しましたら、直ちに事業主の方から、管轄の年金事務所にお申し出ください。
- 従業員の方々にも、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、ご自身の年金記録を確認いただき、「誤り」がありましたら、お近くの年金事務所にお問い合わせいただきますよう、お知らせください。
- 上記のような事例のうち、一定の条件に該当するものは、新しい年金記録の回復基準ができましたので、年金事務所における記録訂正がスピードアップされます。
- なお、事業主の方から、別途、回復された期間にかかる保険料をお支払いいただくこととなります。詳しくは、日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) または で検索 内の をクリックし、ご確認願います。

日本年金機構からのお知らせ

平成23年 12 月号

事業主及び社会保険関係事務ご担当の皆さまへ

賞与支払届等の届出もれはありませんか？

平成23年10月号及び11月号でもお知らせいたしましたが、下記に該当するような事案については、年金事務所において年金記録の記録回復が行えることになりました。

従業員の方々にも、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、ご自身の年金記録を確認していただき、「誤り」がありましたら、お近くの年金事務所へお問い合わせいただきますよう、お知らせください。

〈年金事務所段階において記録回復できる事案の種類〉

- ①賞与から保険料の天引きをしたのに、賞与支払届の提出を忘れている場合
- ②同じ会社内で転勤しただけなのに、届出が誤っていたので年金記録に空白期間が生じている場合
- ③事業所の新規適用年月日前の期間について、保険料を控除したが年金記録に反映していない場合
- ④上記以外で、保険料を天引きしていたが届出が誤っていたため年金記録に誤りが生じている場合
- ⑤上記①及び②により記録回復が行われた方と同じ時期に同一事業所に在籍していた方であって、同様の誤りがあった場合

※各事案について、一定の条件に該当するものは、新しい年金記録の回復基準ができましたので、年金事務所における記録訂正がスピードアップされます。

※記録が回復された場合、事業主様の方から、別途、回復された期間にかかる保険料をお支払いいただくこととなります。

※詳しくは、日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) または

で検索 内の をクリックし、ご確認願います。

年末年始における社会保険料の納付について

社会保険料の納付については、平成23年12月29日午前0時から平成24年1月3日午後12時までは、インターネットバンキング、ATM、モバイルバンキングでの納付ができませんので、ご注意ください。

年末年始の休業日のご案内

各年金事務所・事務センター・街角の年金相談センターは、12月29日（木）から1月3日（火）までの間、休業いたします。電話でのお問い合わせについてもこの間お休みいたします。

日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) より届出書類をダウンロードすることができます。（ホームページ上部の「申請様式一覧」よりお進みください。）

事業主様
（社会保険関係事務ご担当者様）

日本年金機構

事業所調査において誤りが多い事例（お知らせ）

事業主・社会保険関係事務のご担当の皆様には、日頃から社会保険事業の運営にご協力いただき、お礼申し上げます。

さて、昨年中に実施した厚生年金保険及び健康保険の事業所調査の結果、届書等の提出事務に、特に誤りが多い事例についてお知らせいたしますので、今後の事務手続の参考にしていただきますようお願いいたします。

なお、正しい届書の提出は、納めていただく保険料額及び将来に被保険者が受け取られる年金額等の計算の基礎となり非常に重要ですので、正しく届出をいただきますようご協力のほどお願いいたします。

また、今後とも順次、事業所調査の実施を行う予定としておりますので、調査実施の依頼がありましたら、業務多忙のところ誠に申し訳ありませんが、ご協力のほどお願いいたします。

従業員等の採用時

- 被保険者資格取得年月日が試用期間、見習期間が終了した日で届出されていませんか。
⇒ 試用期間や見習い期間は、適用除外事由に該当しません。資格取得年月日は試用期間等も含めた当初の年月日となります。
- パートタイマー、臨時雇用（短期間雇用者）従業員も被保険者として届出していますか。
⇒ パート等の短時間勤務者の場合、勤務時間及び勤務日数がいずれも正社員のおおむね4分の3以上の人は資格取得の届出が必要です。
アルバイト等の短期間雇用者の場合、雇用期間が継続して2カ月超える人は最初の日から資格取得の届出が必要です。
- 資格取得届の報酬月額が基本給のみの額で届出ていませんか。
⇒ 資格取得時の報酬月額は、基本給の他に、通勤手当、役職手当、扶養手当、超過勤務手当等の諸手当など労務の対償となる全ての報酬を含みます。

従業員等の退職時

- 資格喪失年月日が退職年月日になっていませんか。
⇒ 退職又は死亡した日の翌日が資格喪失年月日となります。

算定基礎届の提出

- 報酬月額算定基礎届の報酬月額は正しく算定していますか。
⇒ 算定基礎届の報酬月額については、4月、5月、6月に支払われた給与を基に計算します。

給与等が昇（降）給した時

- 給与額（基本給、住宅手当、家族手当などの固定的賃金）が大きく変動したとき、被保険者報酬月額変更届を届け出ていますか。
⇒ 報酬月額変更届は次の3つの条件の全てに該当する場合、届出が必要です。
 - ア 昇（降）給など固定的賃金に変動があった
 - イ 変動月以後3カ月の報酬の平均が従前の標準報酬月額と2等級以上の差が生じた
 - ウ 変動月以後3カ月の報酬の支払基礎日数がいずれも17日以上であった

賞与等が支払われた時

- 賞与等が支払われたときは賞与支払届が提出されていますか。
⇒ 賞与等が支払われた時には、被保険者賞与支払届総括表及び、被保険者賞与支払届の提出が必要です。
なお、賞与の支払いがなかった場合には、被保険者賞与支払届総括表に「不支給」の旨の表示を行い提出して下さい。

保険料の控除

- 厚生年金保険料等の保険料は給与から正しく控除されていますか。
⇒ 健康保険料及び厚生年金保険料については、事業主と被保険者が折半で負担することになっています。

※ この他にも、各種届出書の提出方法、誤りが多い事例について日本年金機構のホームページに掲載しております。是非、ご参照のうえ、今後の事務手続に参考にさせていただきますようお願いいたします。
届出書の提出について : <http://www.nenkin.go.jp/main/system/index8.html>
誤りの多い事例について : <http://www.nenkin.go.jp/xxxx/xxxx> (xx月掲載予定)